

介護老人保健施設 葵の園・川崎南部 運営規程

【指定介護予防短期入所療養介護】

第 1 章 事業の目的及び運営方針

(趣旨)

- 第 1 条 この運営規程は、医療法人社団 葵会 の開設する介護老人保健施設 葵の園・川崎南部(以下、「施設」という。)が、介護保険法に基づく介護保健施設サービスを提供するにあたり、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年3月31日厚生省令第37号)第8章及び第10章に定める規定並びに「指定介護老人保健施設の人員、施設及び設備に関する基準」(平成11年3月31日厚生省令第40号)、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省令第35号)規定によるもののほか、運営に関する規定を定め、もって事業の適正運営を図るものとする。

(事業の目的)

- 第 2 条 加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態等となり介護・機能訓練並びに看護及び医療を要する者等について、これらの者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、指定介護予防短期入所療養介護サービスを提供し、保健医療の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(運営方針)

- 第 3 条 当サービスの運営方針は、次のとおりとする。

1. 指定介護予防短期入所療養介護

利用者が要支援状態等になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(事業所の名称・所在地)

- 第 4 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

1. 名 称 介護老人保健施設 葵の園・川崎南部
2. 所在地 神奈川県川崎市川崎区田町二丁目9番2号

第 2 章 従業員の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種、員数)

- 第 5 条 当施設の従業者の職種、員数は次のとおりとする。必置職については、法令の定めるところによる。(空床型)

※介護老人保健施設を兼務します。

(単位:人)

No	種	人 員 配 置			換 算 人 員
		常 勤	非常勤	実人員	
1	管理者:(兼務)	1		1	1.0
2	医師(管理者を含む):(兼務)	1		1	1.0
3	薬剤師		1	1	0.5
4	看護職員	11	3	14	10.0 以上
5	介護職員	24	5	29	25.0 以上
6	支援相談員	2	1	3	1.0 以上
7	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	7	3	10	2.0 以上
8	管理栄養士	1		1	1.0
9	介護支援専門員	1		1	1.0 以上
10	事務員・設備保全	4	1	5	4.0
合計		52	14	66	46.5

【※令和8年4月1日時点】

(従業者の職務内容)

第 6 条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

1. 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
2. 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
3. 薬剤師は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者に対し服薬指導を行う。
4. 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の施設サービス計画に基づく看護を行う。
5. 介護職員は、利用者の施設サービス計画に基づく介護を行う。
6. 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等、計画、指導を行い、市区町村との連携を図るほか、ボランティアの指導を行う。
7. 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は、リハビリテーションプログラムを作成するとともに、機能訓練の実施に際し指導を行う。
8. 管理栄養士は、栄養指導、嗜好調査及び残食調査等、利用者の食事管理を行う。
9. 介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の原案を作成するとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
10. 事務員は、施設における庶務及び経理等の事務を行う。

(職員の資質向上)

第 7 条 施設は職員の資質向上を図るため、次のとおり研修の機会を設けるとともに、業務体制についても随時整備するものとする。

1. 採用時研修 採用後3ヶ月以内に実施する。
2. 継続研修 必要に応じて随時実施する。
3. その他 必要に応じて外部研修に参加させることがある。

第 3 章 入 所 定 員

(入所定員)

第 8 条 当サービス事業の定員は、次のとおりとする。尚、利用定員以上のサービスを同時に行ってはならない。ただし、災害その他やむを得ない事態が発生した場合はその限りではない。

1. 介護保険施設サービス 定員:100名
※ 介護老人保健施設を含む。

第 4 章 サービスの内容及び利用料 その他の費用の額

(内容及び手続きの説明及び同意)

第 9 条 施設は、サービス提供の開始に際して、利用申込者またはその家族に対して、運営規程の概要、従事者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書(重要事項説明書)を交付して十分な説明を行い、同意を得るものとする。

(サービスの内容)

第 10 条 当サービス事業の内容は、次のとおりとする。

1. 介護保健施設サービス
 - 1) 介護予防短期入所療養介護計画の立案
 - 2) 食事(朝=8:00~/昼=12:00~/夕=18:00~)
 - 3) 入浴(特別浴槽(機械浴)での対応可能)
 - 4) 医学的管理・看護的管理
 - 5) 介護の各種サービス
 - 6) 機能訓練(リハビリテーション・レクリエーション)
 - 7) 送迎サービス
 - 8) 相談・援助サービス
(入所者及び家族への助言・援助)
 - 9) 理容・美容サービス
 - 10) 行政手続代行サービス
 - 11) その他

(利用料その他の費用)

第 11 条 当サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割とする。

2. 法定代理受領に該当しないサービスを提供した場合の入所者から支払を受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
3. 前2項のほか、利用者が負担することが適当と認められる費用は、別表-1のとおりとする。
4. サービスの提供にあたっては、利用者またはその家族に対してサービスの内容、費用について事前に文書で説明した上で、支払の同意を得る旨の文書に署名(記名・押印)を受けるものとする。

(食事の提供)

第 12 条 食事の時間は、概ね次のとおりとする。

- 1) 朝 食 8時00分から
- 2) 昼 食 12時00分から
- 3) 夕 食 18時00分から

※ 食事時間については、入所者の要請・状況により随時変更するものとする。

第 5 章 営業日及び営業時間

(営業日及び営業時間)

第 13 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1. 営業日 年中無休とする。
2. 営業時間 24時間体制とする。
3. その他 入所者の家族と電話等により、24時間連絡が可能な体制とする。
 - 1) 送迎については、原則的に月曜日から金曜日までとする。
 - 2) 送迎時間については、概ね午前9時30分から午後4時00分までとする。
 - 3) 受付業務については、土曜日、日曜日、祝祭日及び年末年始(12月30日から1月3日)は除く。

第 6 章 送迎及び事業の実施地域

(通常の送迎実施地域)

第 14 条 指定介護予防短期入所療養介護における、通常の送迎実施地域は、施設より概ね片道5km以内とする。

1. 川崎市川崎区全域
2. 川崎市幸区全域
3. 川崎市中原区全域
4. 横浜市鶴見区全域
5. 東京都大田区の一部 【大田区羽田1～6丁目、本羽田1～3丁目、萩中1～3丁目】

第 7 章 サービス利用にあたっての留意事項

(日課の励行)

第 15 条 利用者は、施設の日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めるものとする。

(外出・外泊)

第 16 条 利用者は、外出・外泊を希望する場合は、所定の手続きにより施設に届け出るものとする。

(衛生保持)

第 17 条 利用者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のため施設に協力するものとする。

(禁止行為)

第 18 条 利用者は、施設で次の行為をしてはならない。

1. 宗教や信条の相違等で他人を攻撃し、また自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
2. けんか、口論、泥酔等で他の利用者等に迷惑をかけること。
3. 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
4. 指定した場所以外で、火気を用いること。
5. 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。

第 8 章 その他運営に関する重要事項

(重要事項の掲示)

第 19 条 施設は、事業所の運営規程、職員の勤務体制、サービスの選択に必要な重要事項を見やすい場所に掲示する。

(サービス提供記録の記載)

第 20 条 施設は、サービスを提供した際に、その提供日及びその内容、当該サービスについて、入所者に代わって支払を受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。尚、保存期間は5年間とする。

(個人情報の管理の方法)

第 21 条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2. 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。
3. 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
4. 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるた、職員でなくなった後においても秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容に含むものとする。

(損害賠償)

第 22 条 施設サービスの提供において、入所者に対する賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を行うことがある。

(非常災害時の対策)

- 第 23 条 施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
2. 通報、消火、避難の各訓練については、年2回以上実施し、内1回以上は夜間または、夜間を想定した訓練を行うものとする。

(苦情処理)

- 第 24 条 サービスの提供等に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。
2. 提供したサービス等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。
 3. 提供したサービス等に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
 4. 提供したサービス等に関する利用者からの苦情に関して、市町村が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。
 5. 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規程により行う調査又は斡旋に協力するよう努める

(業務継続計画)

- 第 25 条 感染症や非常災害時の発生時において利用者に対しサービス提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための「業務継続計画」を策定し、必要な措置を講じる。
- 1) 感染症に係る業務継続計画、及び災害に係る業務継続計画を策定する。
 - 2) 感染症及び災害に係る計画の具体的内容を従業員に周知すると共に、平時及び緊急時の理解の励行を行うための従業者に対する研修及び訓練を実施する。従業者に対する研修及び訓練を年2回以上実施する。
 - 3) 業務継続計画において定期的な見直しを行い、必要に応じ変更を行う。

(衛生管理等)

第 26 条 設備等の衛生管理に努め、衛生上必要な措置を講じると共に、医薬品・医療用具の管理を適切に行う。

2. 感染症の発生又は食中毒の発生、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じる。
 - 1) 当該施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を3月に1回以上、定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。感染流行時期は、それを勘案し必要に応じ随時開催する。
 - 2) 当該施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - 3) 当該施設において、看護・介護職員及びその他の従業者に対し、感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施する。
従業者に対する研修は、入職時＋年2回以上開催し、訓練は年2回以上実施する。
 - 4) 上記に挙げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。
 - 5) 感染対策担当者を設置する。

(事故防止)

第 27 条 施設は、サービス提供する中で常に事故について、あらゆる角度から検討し、事故防止に努めること。万一、事故が発生した場合は速やかに、その原因を解明し再発防止に向けて対策を講じること。尚、ヒヤリハットをはじめ事故報告書は、必ず正確に記録に残すこと。

(事故防止のための措置)

- 第 28 条 利用者に対するサービス等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員(介護予防にあたっては地域包括支援センター)等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
2. サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。ただし、施設の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。
 - 1) 事故が発生又は再発することを防止するため、事故が発生した場合の対応と次に規定する報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備する。
 - 2) 事故が発生したとき又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。
 - 3) 事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を実施する。
従業者に対する研修は、入職時＋年2回以上の開催とする。
 - 4) 事故発生防止等の措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(緊急時の対応)

第 29 条 施設は、サービス提供中に入所者の病状に急変、その他緊急事態が発生した場合は、速やかに医師(管理者)または主治医並びにその家族に連絡する等の措置を講じなければならない。

(虐待防止のための措置)

- 第 30 条 虐待防止のための措置については、次のとおりとする。
- 1) 虐待等に対する相談窓口を設置し、それらに係る事項は居宅介護支援事業所、市町村等へ速やかに報告をし、適切な対応を実施する。
 - 2) 虐待が発生又は再発することを防止するため、虐待が発生した場合の対応と報告の方法等が記載された虐待防止のための指針を整備する。
 - 3) 虐待が発生したとき又はそれに至る危険性がある事態が生じたときに、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。
 - 4) 虐待防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に開催する。
従業者に対する研修は、入職時＋年2回以上の開催とする。
 - 5) 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(身体的拘束時の対応)

第 31 条 施設は、介護保健施設サービスの提供にあたっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為(以下、「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

2. 施設は、前項の身体的拘束等を行う場合は、当施設の医師がその態様及び時間、その際の入所者の心身の状況、並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(地域との連携)

第 32 条 事業の運営にあたっては、地域住民またはその自発的な活動等との連携及び協力を行う。災害発生等の場合は、相互の協力体制に努める。

(協力病院)

第 33 条 協力病院は、次のとおりとする。

1. 協力病院名： 医療法人社団 葵会 AOI国際病院

診療科目： 内科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、糖尿病内科、内分泌内科
腎臓内科、心療内科、人工透析内科、外科、呼吸器外科、心臓血管外科
消化器外科、乳腺外科、肛門外科、整形外科、脳神経外科、形成外科
精神科、リウマチ科、小児科、皮膚科、泌尿器科、婦人科、眼科、耳鼻咽喉科
リハビリテーション科、放射線科、歯科、歯科口腔外科

所在地： 川崎市川崎区田町二丁目9番1号

2. 協力歯科名： 医療法人社団 葵会 AOI国際病院

診療科目： 歯科、口腔外科、内科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、
糖尿病内科、内分泌内科、腎臓内科、心療内科、人工透析内科、外科、
呼吸器外科、心臓血管外科、消化器外科、乳腺外科、肛門外科、
整形外科、脳神経外科、形成外科精神科、リウマチ科、小児科、皮膚科、
泌尿器科、婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科

所在地： 川崎市川崎区田町二丁目9番1号

(会計の区分)

第 34 条 当サービス事業の会計区分は、その事業ごとの会計区分とする。また、毎年4月1日から翌年の3月31日までの会計期間とする。

2. 施設は、設備、備品、職員、会計に関する諸記録を整備する。保存期間は5年間とする。

(記録と整備)

第 35 条 従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備する。

2. 入所者に対するサービス提供の諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(その他)

第 36 条 その他の事項については、次のとおりとする。

- 1) 施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。
- 2) 施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

- 3) この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団葵会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

1. 本規程は、平成25年04月01日から施行する。
2. 本規程の一部を改訂し、平成26年04月01日から実施する。
3. 本規程の一部を改訂し、平成28年06月01日から実施する。
4. 本規程の一部を改訂し、平成31年04月01日から実施する。
5. 本規程の一部を改訂し、令和08年06月01日から実施する。